

るべし、

〔四季草秋草中衣服〕一家の紋の事

紋といふは、衣服に五所に付るをのみ紋と云にはあらず、都て物の模様を紋といふなり、中武略家の紋は旗幕の目印也、是は保元平治の戦の頃より始りし事か、後世に至り旗幕ならで、衣服に紋付る事に成し也、

〔倭訓栞前編二十五〕ひようもん

家紋の起りは、いつの時なるをえらす、蜻蛉日記に、菊の紋すゑ

てといふ事見えたり、今この定紋などの義に非ず、中世武門盛なりしより、幕の紋にて家々を分てば、是より始りて家々の定紋となれる成べし、又秘文あり、又通文といふ事、花にては唐花、葉にては杏葉イテフなどをいふ、むだ紋たゞ紋ともいへり、誰が著しても苦しからぬ也といへり、されば西土の花號にあたり、其幕の紋は、推古紀に、旗に繪くと見えたるが濫觴なるべき、又宗五記といへる書に、公方様御服と申は織物にて、色御紋不定、白き綾又は綾つむぎを、地を色々に染て、御紋紫などに付ると云々、是は東山義政公時代の事也、御紋不定とあるを見れば、其比は衣服は家紋に限らず、何の紋にても付し也といへり、

〔玉勝間五〕車の紋の事

園太曆に、車の文の事さたあり、かのころまでは、今の世のごとく、家々の家紋といふものはなかりしやうに聞えたり、然れども車の文のこと、人々大略定めてつけ、るやうに聞ゆ、

〔見聞諸家紋後付〕定紋と號し、無貴賤家々の紋を衣服調度に附る事、近世の事ならんかし、古しへは無尊卑、内衣は皆白小袖白袷白帷子を著せしことなり、略註家紋の事、堂上には車にはじまり、

見海人武家は旗幕の紋や始ならん、衣服に定紋と號し附る事は始をえらす、義満將軍以來の事、薄芥にやあらん、素袍の袖を切て、長上下の制あり、又袴の裾を切て、麻上下の制出来ぬれば、内衣顯に